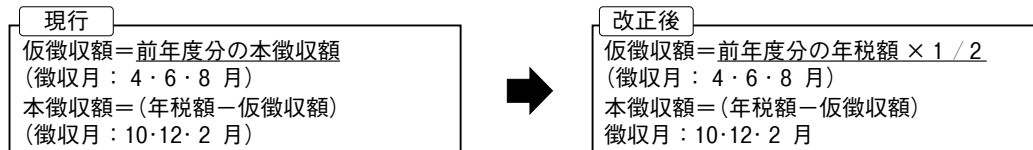


(1)本徴収と仮徴収の平準化

- 年間を通じた特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額（年税額）の2分の1に相当する額とする。

《仮徴収額と本徴収額の算定方法》



※徴収1回当たりの徴収額は、本徴収額（仮徴収額）を徴収回数で除して得た額

(例) 65歳以上の夫婦世帯 (夫の個人住民税額=60,000円(所得割額：56,000円、均等割：4,000円)、妻は非課税)

年度	年税額	【現行】		【改正後】	
		仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)	仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)
N	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
N+1	36,000円 (医療費控除の増等)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
N+2	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
N+3	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

【現行】一度生じた不均衡が平準化しない

【改正後】年税額が2年連続で同額の場合、平準化